

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：山形県病院事業局

令和8年6月30日公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第6項に基づく実施状況の公表及び法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。

【1 取組状況】

実施時期	取 組 内 容
随 時	時間外勤務縮減に向けた取組の実施 ・ 時間外勤務の縮減に向けて委員会等の開催数の削減や業務の見直しを実施
通 年	年次有給休暇の取得促進 ・ 全職員が年5日以上 of 年次有給休暇を確実に取得するよう通知を発出 ・ 年次有給休暇のうち、連続した3日間を「プラス3年休」として計画取得を勧奨
	山形県病院事業局イクボス宣言の実施 ・ 病院事業局職員のワーク・ライフ・バランス推進による男女の活躍促進のため、イクボス宣言を実施
	男性職員の育児関連休暇・休業の取得促進 ・ 子の生まれる男性職員と所属長等による面談の実施 ・ 育児休業取得時の収入シミュレーションシートの作成・周知
	院内保育所の運営 ・ 育児中の職員の子育て支援のため、中央病院及び新庄病院において院内保育所を運営
	職場内ハラスメント防止に向けた取組の推進 ・ 啓発チラシやセルフチェックシート等を活用した注意喚起を引き続き実施 ・ 各所属においてハラスメント対策推進員並びにハラスメント相談窓口を設置

【2 実績等】

I 職員の男女の給与の額の差異（病院事業局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	全職種	医師職を除く職種
任期の定めのない常勤職員	66.8%	101.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	53.9%	95.5%
全職員	60.2%	91.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	全職種	医師職を除く職種
本庁部局長・次長相当職	— ※	— ※
本庁課長相当職	62.7%	99.9%
本庁課長補佐相当職	99.9%	99.9%
本庁係長相当職	65.7%	103.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	全職員	医師職を除く職種
36年以上	96.3%	100.1%
31～35年	99.2%	102.2%
26～30年	81.8%	100.0%
21～25年	70.0%	96.0%
16～20年	58.1%	92.7%
11～15年	66.5%	95.0%
6～10年	59.7%	91.8%
1～5年	51.9%	99.4%

【説明欄】

※本庁部局長・次長相当職には女性の職員がいないため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 女性職員の採用割合（病院事業局）

《令和7年度試験に係る職員採用状況》

※4月1日現在

	女性	男性	合計	女性割合
看護	41人	6人	47人	87.2%
医技	9人	5人	14人	64.3%
事務	0人	3人	3人	0.0%
合計	50人	14人	64人	78.1%

Ⅲ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（病院事業局）

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	40.7%

【説明欄】

・令和8年4月1日時点の数値。

【参考：過去5年間の状況】

- ・令和7年度：34.5%
- ・令和6年度：35.5%
- ・令和5年度：39.4%
- ・令和4年度：39.4%
- ・令和3年度：40.6%

Ⅳ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（病院事業局）

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	— ※
本庁課長相当職	50.0%
本庁課長補佐相当職	70.2%
本庁係長相当職	81.1%

【説明欄】

・令和8年4月1日時点の数値。

※本庁部局長・次長相当職には女性の職員がいないため。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（病院事業局）

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75.8%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— ※
女性	100.0%

※育児休業が取得可能な男性職員がいないため。

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	4.0%	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	40.0%	—	—	—
1月超3月以下	24.0%	—	—	—
3月超6月以下	24.0%	—	—	25.0%
6月超9月以下	8.0%	11.4%	—	25.0%
9月超12月以下	—	22.9%	—	50.0%
12月超24月以下	—	42.8%	—	—
24月超	—	22.9%	—	—

【説明欄】

【参考：過去5年間の男性職員（常勤職員）の育児休業取得状況】

- ・ 令和6年度：61.9%
- ・ 令和5年度：64.3%
- ・ 令和4年度：50.0%
- ・ 令和3年度：18.5%
- ・ 令和2年度：8.7%

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて
命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	25.7 時間／月
内部部局等以外	15.8 時間／月

【説明欄】

【参考：過去5年間の超過勤務の状況（病院事業局、一人当たり月平均）】

- ・ 令和6年度：16.4 時間／月
- ・ 令和5年度：15.6 時間／月
- ・ 令和4年度：14.9 時間／月
- ・ 令和3年度：13.6 時間／月
- ・ 令和2年度：13.7 時間／月